

独立行政法人水資源機構法に基づく水資源開発施設に関する 施設管理規程の変更協議について

土木交通部流域政策局

独立行政法人水資源機構法に基づき、同機構理事長から滋賀県知事あて、水資源開発施設に関する施設管理規程の変更について協議があり、議案（議第183号<P125>～議題186号<P128>）のとおり応じようとするもの。

1. 変更対象施設

青蓮寺ダム、比奈知ダム、正蓮寺川利水施設、淀川大堰

2. 変更の概要

(1) 青蓮寺ダム、比奈知ダムの発電事業者の変更

当該ダムにおいて三重県が保有している発電事業を中部電力へ売却（権利譲渡）すること（平成25年4月1日に譲渡予定）に伴い、施設管理規程の発電事業者を変更する。

(2) 正蓮寺川利水施設の導水施設の廃止

正蓮寺川利水施設の導水施設が大阪都市計画道路（淀川左岸線2期）事業において支障となるため、当該施設を廃止すること（平成25年4月1日から導水施設の操作を停止予定）に伴い、施設管理規程を変更する。

併せて、淀川大堰施設管理規程の上記導水施設に関する記載を削除する。

(3) 表現の適正化

他の施設管理規程との整合を図るため、表現の適正化を図る。

		変更内容		
		(1) 発電事業者変更	(2) 導水施設廃止	(3) 表現適正化
施設	青蓮寺ダム	○		○
	比奈知ダム	○		○
	正蓮寺川利水施設		○	○
	淀川大堰		○	○

3. 議案の概要

(1) 4件の施設管理規程の変更については、異存はない。

(2) 上記意見に、次の内容を付記する。

1) 琵琶湖の水位低下緩和方策に関すること

・青蓮寺ダム及び比奈知ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切に行われたい。

(青蓮寺ダム、比奈知ダム)

・国土交通大臣が行う毛馬水門等の利水関連操作との関連において操作を行うに当たり、特に渇水期において琵琶湖水位の低下をきたさないよう、十分配慮されたい。

(淀川大堰)

2) 利水計画の見直しに伴う水源地域への配慮等に関すること

・利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。

(正蓮寺川利水施設)

<参考>

①独立行政法人水資源機構法（第16条第1項）

■独立行政法人水資源機構法（抄）（平成14年12月18日法律第182号）

第十六条（施設管理規程）

機構は、水資源開発施設について……業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事……に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

②滋賀県議会の議決事件を定める条例（第6号）

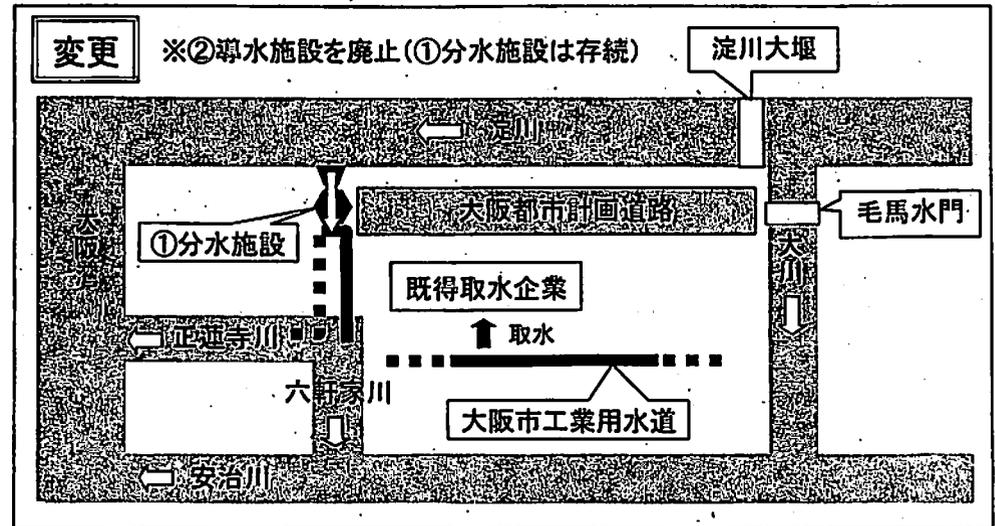
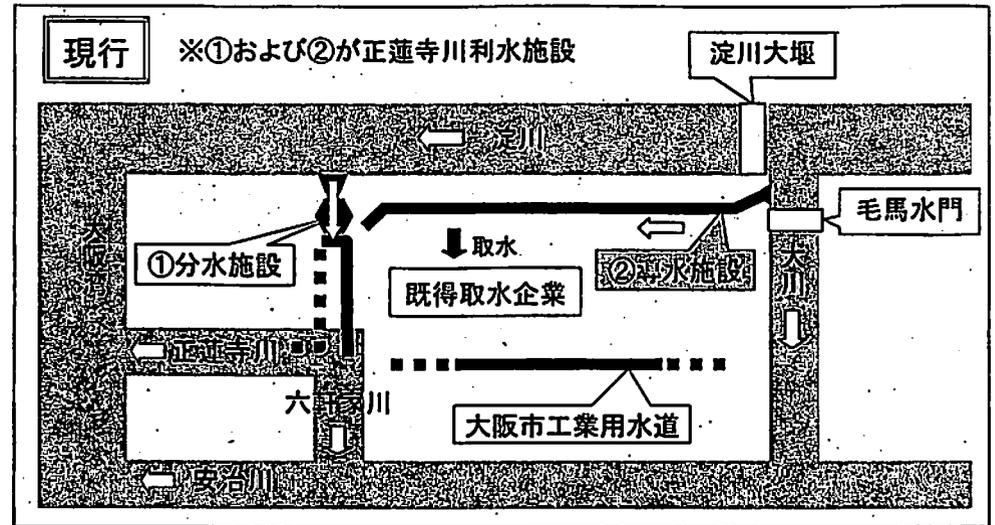
■滋賀県議会の議決事件を定める条例（抄）（昭和24年8月1日滋賀県条例第43号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づいて次に掲げる事件を議会の議決すべきものとする。

(1)～(5)省略

(6) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項もしくは第6項または第16条第1項の規定に基づき、知事が独立行政法人水資源機構の協議に応じようとする。

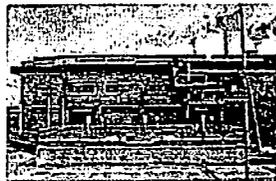
正蓮寺川利水施設の導水施設廃止の概要



変更対象施設の概要

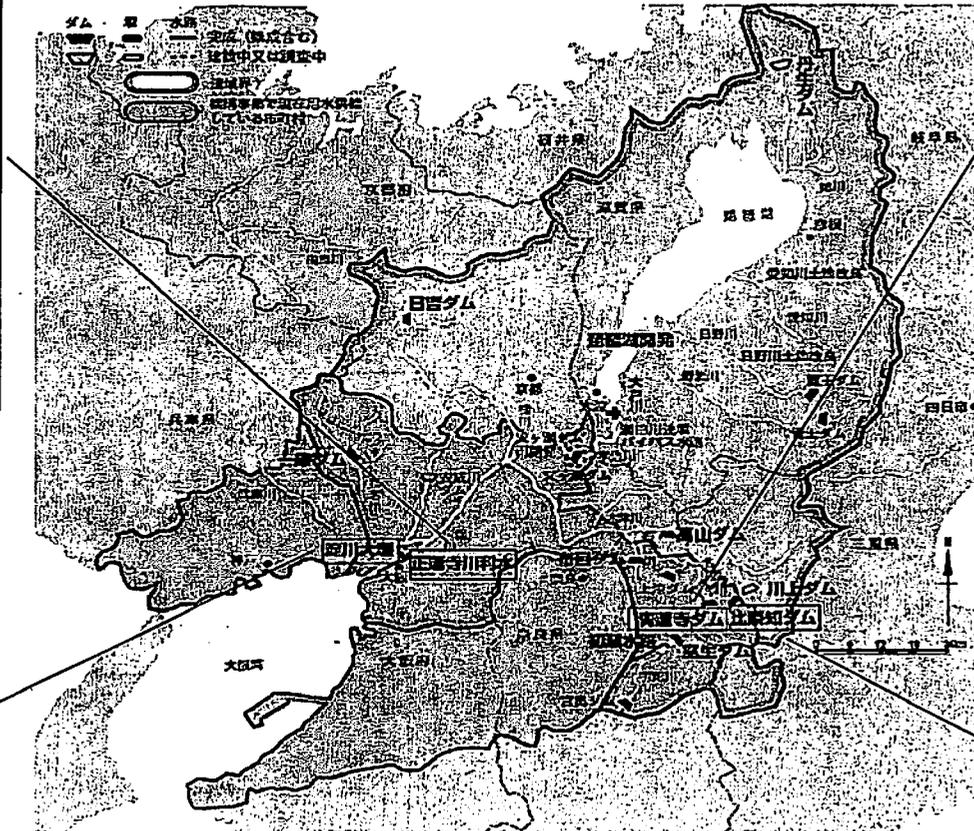
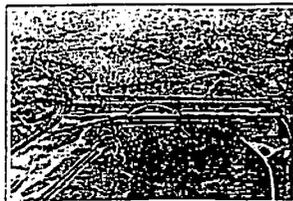
(3) 正蓮寺川水利施設 (大阪市: 正蓮寺川)

- a) 目的
- 新規利水
 - 水道用水: 大阪広域水道企業団、大阪市、枚方市、守口市、阪神水道企業団、尼崎市
 - 工業用水: 大阪広域水道企業団、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市
 - 河川環境の保全のための流水の確保
 - 既得取水企業への漏水
 - 高潮対策(大阪府から管理業務を受託)
- b) 施設
- 分水施設 取水樋門1カ所、揚水機塔1機塔、水路約900m
 - 導水施設 取水樋門1カ所、水路約6km
- c) 経過
- 基本計画決定 昭和41年7月
 - 管理開始 昭和45年7月



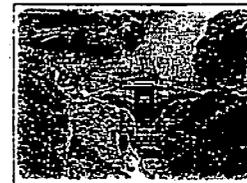
(4) 淀川大堰 (大阪市: 淀川)

- a) 目的
- 新規利水
 - 水道用水: 大阪広域水道企業団、大阪市、阪神水道企業団
 - 工業用水: 大阪広域水道企業団、大阪市、尼崎市、神戸市
- b) 施設(国土交通省に管理業務を委託)
- 可動堰 堰長 可動部分330m 固定部分338.4m
 - 門扉 ローラゲート6門
- c) 経過
- 基本計画決定 昭和37年8月(長柄可動堰)
 - 管理開始 昭和39年9月
 - 管理開始 昭和58年11月(淀川大堰)
- ※淀川大堰の完成により長柄可動堰の機能を代替



(1) 青蓮寺ダム (三重県名張市: 青蓮寺川)

- a) 目的
- 洪水調節 450m³/s定流量放流
 - 河川の流水の正常な機能の維持
 - 新規利水
 - 農業用水: 三重県
 - 水道用水: 名張市、大阪広域水道企業団、大阪市、枚方市、守口市、阪神水道企業団、尼崎市
 - 発電 三重県営 最大2,000kw
- b) 施設
- 貯水池 集水面積100km² 総貯水量2,720万m³
 - ダム形式 アーチ式コンクリートダム 堤高82.0m
- c) 経過
- 基本計画決定 昭和39年10月
 - 管理開始 昭和45年7月



(2) 比奈知ダム (三重県名張市: 名張川)

- a) 目的
- 洪水調節 300m³/s定流量放流
 - 河川の流水の正常な機能の維持
 - 新規利水
 - 水道用水: 名張市、京都府、奈良市
 - 発電 三重県営 最大1,800kw
- b) 施設
- 貯水池 集水面積75.5km² 総貯水量2,080万m³
 - ダム形式 重力式コンクリートダム 堤高70.5m
- c) 経過
- 基本計画決定 昭和47年9月
 - 管理開始 平成11年4月

